

Client Alert

27 November 2020

日本語版に
関するお問い合わせ先：



阿江 順也
パートナー
03 6271 9491
junya.ae@bakermckenzie.com



山口 涼
シニア・アソシエイト
03 6271 9499
ryo.yamaguchi@bakermckenzie.com



戸田 隆寛
アソシエイト
03 6271 9730
takahiro.toda@bakermckenzie.com



財 美奈子
アソシエイト
03 6271 9736
minako.zai@bakermckenzie.com

英国：国家安全保障及び外国投資規制の大規模な見直しを実施 – 17 産業分野に関連する取引を対象とした CFIUS 型の義務的審査制度の導入 –

概要

2020 年 11 月 11 日、英国政府は待望の国家安全保障・投資法案（以下「本法案」）を議会に提出した。この新法は、Brexit 移行期間の終了に合わせて、取引が国家安全保障に及ぼす影響に関する政府の審査権限を大幅に拡大するものである。センシティブな分野で活動する国内企業に外国の支配が及ぶことへの世界的な懸念に起因して国家安全保障及び外国投資規制の見直しが行われるものであるが、その懸念は COVID-19 危機を受けてさらに激化している。

2021 年初頭より、戦略的に重要な 17 の産業分野（防衛、エネルギー、輸送、通信、データインフラ、専門技術産業、政府や緊急サービスへの重要なサプライヤ等）のいずれかにおいて事業活動を行う会社の株式をわずか 15%取得する場合にも、国家安全保障上の義務的届出制度が適用されることになる。17 の重要産業分野以外に関しては、届出は任意である。

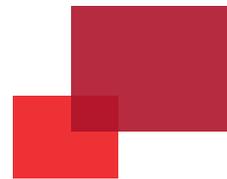
Box 1 義務的届出対象の 17 産業分野

- | | |
|------------------|------------------------|
| 1. 民生用原子力 | 10. 暗号認証 |
| 2. 通信 | 11. 先端素材 |
| 3. データインフラ | 12. 量子技術 |
| 4. 防衛 | 13. 生物工学 |
| 5. エネルギー | 14. 政府への重要なサプライヤ |
| 6. 輸送 | 15. 緊急サービスに関する重要なサプライヤ |
| 7. 人工知能 | 16. 軍事または軍民併用技術 |
| 8. 自律ロボット工学 | 17. 衛星及び宇宙技術 |
| 9. コンピューターハードウェア | |

事業者は、義務的届出の要否を自ら判断しなければならない。政府は、対象 17 産業分野の定義について、2021 年 1 月 6 日まで意見公募を実施している。

本義務的届出制度は、政府のクリアランスを得るまで取引を完了することができない「実行停止」制度である。義務的届出の対象となる取引がクリアランス取得前に完了した場合、当該取引は法的には無効となる。

買収者が義務的届出を怠った場合、多額の罰金（全世界売上高の 5%または 1,000 万ポンドのいずれか高い方を上限とする）や取締役の刑事責任が発生するリスクがある。



政府は、（届出がなされているはずの）義務的届出対象取引及び任意の届出基準を満たす取引（ただし、買収者が届出をしないことを決定した場合）の両方に、「介入」する権限を有することになる。新制度開始までの間、政府は当該介入権限を行使できないものの、本法案成立後は、2020年11月12日時点で進行中または検討中の取引に介入することができるようになる。したがって、英国に影響を及ぼす取引に現在関与している投資家は、当該取引が新制度下で国家安全保障上の問題を生じるか、また今後数週間間に政府に積極的に働きかけを行うかについて、直ちに検討する必要がある。

義務的届出制度下における届出懈怠に対する厳しい制裁、及び取引実行後に当該取引が無効とされるリスクを踏まえると、事業者は慎重になり、取引が義務的届出対象に該当する可能性のある場合や、国家安全保障上の問題が生じる可能性のある場合には、自主的に届出を行うことが予想される。英国への投資を行う際は、全般的に、さらなる規制上の負担、より複雑なリスク評価・配分、及び予想される取引計画の遅延に備える必要がある。

投資家への影響

- **届出を行う投資家に対する手続の確実性**

英国の国家安全保障上の届出手続は、概ね、クローリング前のスケジュールに容易に組み込むことができると考えられる。政府は、30営業日以内に初期的なスクリーニングを完了しなければならない、大半の取引に関しては、長期にわたる詳細な審査（30営業日の一次審査に加え、政府による45営業日に及ぶ追加審査、当事者の同意があればさらなる期間延長が可能となる）を必要とするような国家安全保障上の重大な問題が生じる可能性は低いと考えられている。

- **しかし、新法下では、届出対象取引の該当性判断につき、大幅な裁量の余地が残されている**

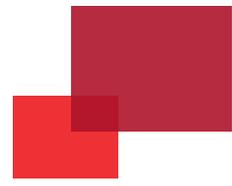
義務的届出の対象となる17産業分野の定義は草案にすぎず（意見公募手続後に別途規定される）、当該産業分野において事業活動を行っている多数の英国事業者への潜在的な投資家にとって大きな不確実性を残しており、予定している取引が想定に反して義務的届出の対象となることが考え得る。セーフハーバー及び管轄に係る基準が存在しないことから、英国の新制度は、国家安全保障上のリスクがないと考えられる取引をも対象とした、過大包摂な制度であると考えられる。さらに、義務的・任意の届出の対象となる取引の範囲については、先例がなく、少数株式（15%、または重大な影響がある場合はそれ以下の保有率）の買収や、幅広い資産（土地、有形動産、知的財産権、企業秘密、ソースコードなどの商業的・経済的価値のある物を含む）の取得までもが対象となる。

- **国家安全保障上のリスク評価を誤った場合の制裁は欧州の中でも最も厳しい**

買収者は全世界売上高の5%または1,000万ポンド（いずれか高い方）を上限とする罰金、及び義務的届出を怠った取締役には5年以下の懲役刑が課せられる。

- **届出の懈怠：長期にわたる「クローバック」期間**

政府は、国家安全保障上のリスクがあるにもかかわらず取引の届出がなされなかった場合、当該リスクに対処するため、遡及的に（取引完了後を含めて）介入する権限を持つべきであると考えている。政府は、取引



の時点から5年を限度として、届出されていない取引を「認識した」時点から6か月以内であれば、審査のために介入することができる。しかし、この5年の期限は、義務的届出が必要な取引には適用されない。すなわち、政府の介入に明確な期限はないということである。政府は、理論上は、取引が国家安全保障上の問題を生じる場合には、取引完了から数年が経過した後に当該取引を認識するようになり、その認識後6か月以内に介入した場合には、問題解消措置（最終手段として取引の禁止を含む）を課すことができる。

- **現在行われている取引（本法案で特定された17対象産業分野以外の取引を含む）が影響を受ける可能性がある**

2020年11月12日から新制度開始までの中間期間に進行中または検討中の取引については、新制度開始前に取引が完了するか否かにかかわらず、本法案が国会を通過した後は、政府は介入することができる。中間期間中に行われた（完了した）取引については、介入権限は遡及的なものとなり、当事者は、政府との関与方法、またそもそも関与するか否かにつき、戦略的な選択を行うことになる。当事者が中間期間中に完了した取引について政府に申告した場合（または政府が当該取引を認識した場合）、新法の施行日から6か月以内であれば、政府は当該取引に介入することができる。しかし、当事者が政府に取引を報告しないことを選択した場合（政府が当該取引を認識しない状態が継続するリスクがある）、政府が取引を認識しない限り、介入権限行使の6か月の期間制限は開始せず、遅ければ新法施行日から5年後になって介入される可能性がある。

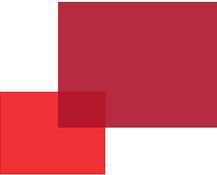
- **実務上は、特に新制度開始後数年間は、事業者が慎重になる可能性が高く、大量の任意的届出がなされることが予想される**

政府の新たな権限は、取引が国家安全保障に及ぼす影響を評価する目的にのみ行使可能であり、より広範な経済政策や産業政策のアジェンダのために行行使することはできないが、その境界は曖昧になるものと予想される。新法は「国家安全保障」を定義しておらず、いかなる事由が国家安全保障上の問題に該当するかは、政府の裁量に委ねられている。また、政府による17の重要産業分野についての説明は、産業政策上の懸念による一部産業の包摂の推進を示唆している。義務的届出対象取引の届出懈怠に対する厳しい制裁、及び数年後に当該取引が無効とされるリスクを考慮すると、多くの投資家はそのリスクを取ることを選択する準備ができていないように思われる。実際、政府は、年間1,000~1,830件の届出を受けると試算している。

詳細

英国国家安全保障制度の抜本的な見直し

- 本法案導入以前、英国では独立した外国投資審査は行われていなかった。その代替りとして、国家安全保障上の問題が生じる可能性のある取引について、政府が積極的に介入できるようになっていた。
- 近時の暫定的な制度の見直しにより、防衛及び先端技術に関連する6つの戦略的分野につき政府が調査を行うことが容易になったものの、全体としては政府の権限は限定的であり、行使されることは少なかった。2002年以降、国家安全保障を理由とする公益的介入は12件のみであり、そのほとんどが防衛分野であった。



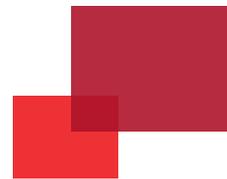
管轄に係る基準なし・幅広い対象取引

- 世界の多くの外国投資規制とは異なり、本法案では、対象取引を特定するための財務上又市場シェアの基準は想定されていない。代わりに、政府は、新制度の下での詳細な国家安全保障上の評価のために、「トリガー・イベント」（Box 2 参照）に該当する取引に介入する権限を有することとなる。

<p>Box 2 詳細な国家安全保障上の評価の対象取引</p> <p><u>株式／議決権の取得</u></p> <p>A1 対象法人の議決権又は株式の 25%以上の取得</p> <p>A2 対象法人の議決権又は株式の 50%以上の取得</p> <p>A3 対象法人の議決権又は株式の 75%以上の取得</p> <p>A4 対象法人の業務を管理するあらゆる種類の決議の可決を可能とする又は妨げる議決権の取得</p> <p><u>重大な影響力の取得</u></p> <p>B1 対象法人の事業活動方針に対する重大な影響力の取得</p> <p><u>資産の取得</u></p> <p>C1 (i) 資産を使用する、若しくは取得前に使用する、又は(ii) 資産をどのように使用するか指示若しくはコントロールする、又は取得前にどのように使用するか指示若しくはコントロールすることを可能にする対象資産の権利若しくは持分又は対象資産に関連する権利若しくは持分の取得</p>
--

- 様々な法的形態（会社、リミテッド・ライアビリティ・パートナーシップ、非法人パートナーシップ、協会及び信託を含む）が「トリガー・イベント」の対象となる可能性がある。
- 土地、有形動産、工業的、商業的又は経済的価値のあるアイデア、情報又は技術から成る資産の取得も対象となり、知的財産、企業秘密、データベース、ソースコード、アルゴリズム、フォーミュラ、デザイン／計画及びソフトウェア等の資産の購入も含まれる。消費者による資産の取得は、土地又は輸出規制の対象となる重要製品の取得を除き、除外される。
- 非英国法人及び資産（外国の知的財産又はインフラストラクチャー等）の取得の場合であっても、当該非英国法人及び資産が英国国内での事業活動、又は英国への製品・サービスの供給に責任を負う限りは新制度の対象となり、非常に広範な地理的結びつきが認められる。例えば、英国にエネルギーを供給する沖合の深海ケーブルの買収は、原則として地理的結びつきの要件を満たすこととなる。政治的には、外国からの対内投資に焦点が当てられていると思われるが、新法は英国及び非英国の買収者のいずれによってなされる取引にも適用される。

17の産業分野についての、独立型、義務的、「実行停止」的な国家安全保障上の届出制度



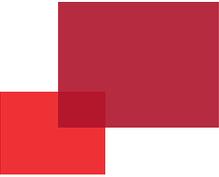
- 義務的な独立型の国家安全保障上の届出制度は、まずは17の定義された産業分野（Box 1 参照）に関連する特定の取引に適用される予定である。政府は、事業者による届出要否の判断に資するために17の主要分野をどのように定義すべきかについての協議を開始した。対象となる分野のリストは、最終的な定義とともに第二立法として制定され、国家安全保障上の脅威の性質の変化に対応して随時修正できるようになる。
- 17の特定の分野のいずれかに関連する取引は、それが「トリガー・イベント」（Box 2のA1-A4参照）に該当する株式又は議決権の取得である場合には、義務的届出の対象となる。加えて、15%~24%の株式又は議決権の取得についても届出が必要となるが、政府は、その取得が重要な影響力の取得（Box 2のB1参照）に相当すると（初期的スクリーニングの段階で）判断した場合にのみ、国家安全保障上の詳細な審査を実施する権限を有する。
- 資産の取得（Box 2のC1参照）は届出義務の対象とならない。
- 義務的届出制度の対象となる投資家は、ビジネス・エネルギー・産業戦略省内に新しく創設された投資保障部門が管理するデジタル・ポータルを通じて届出を行う必要があるが、そのプロセスの詳細については、今後の第二立法で明らかにされる予定である。これは、企業結合規制における英国競争・市場庁への届出とは全く別の行政手続となる。
- 政府が国家安全保障上の審査を完了するまでは、義務的届出制度の対象となる取引を実行することは禁止され、クリアランス前に取引を完了した場合は法的に無効となる。
- 届出を怠った買収者は罰金（全世界売上高の5%又は1,000万ポンドのいずれか高い方を上限）及び取締役に対する5年以下の懲役刑が課される可能性がある。

その他すべての取引についての任意的、非「実行停止」的届出制度

- 義務的届出要件の対象とならない「トリガー・イベント」（17の主要産業分野のいずれにおいても事業活動を行っていないため等）については、当事者が潜在的な国家安全保障上の懸念が存在すると考える場合には、任意的に届出をすることは可能である。
- 任意的に届出された取引は、通常、国家安全保障上の審査の結果を待たずに、実行することが認められる（政府命令で明示的に禁止されている場合を除く）。

届出されていない取引に関する長期介入期間

- 当事者が（任意の又は義務的届出制度の下で）届出をしないことを選択した場合、政府は、取引が国家安全保障上の問題を引き起こす可能性があるとして合理的に疑われる場合、及び取引が上記の「トリガー・イベント」（Box 2参照）のいずれかを引き起こす場合には、詳細な審査のために取引に介入する権限を行使することができる。
- 政府は、取引を認識してから6か月の間、介入通知を発することができる。行使期限は「トリガー・イベント」から5年間である。ただし、取引が義務的届出の対象となっていたにもかかわらず、クリアランスを受領していない場合を除く（このような場合には、6か月の期間は政府が取引を認識した時点でのみ開始され、それは取引実行から何年も経過している可能性がある）。

- 
- 2020年11月12日から新制度が開始されるまでの間の中間期間に進行中又は検討中の取引は、新制度の発効前に取引が完了しているかどうかに関わらず、介入の対象となる可能性がある。介入権限は、2020年11月12日から新制度の開始までの間に行われた取引に遡及的に適用される（本法案によって特定された17の主要分野のいずれかに関連する取引に限られない）。中間期間に政府が認識した完了済み取引については、新法の施行日まで6か月の期間は開始しない。他方で、政府が新法の施行後に認識した取引については、介入権限を行使することができるのは新法の開始日から5年間となる。

審査手続及び結果

- **スクリーニング期間**：（任意に又は義務的届出の要件該当の結果）取引が届出された場合、政府は、初期的なスクリーニング期間として、届出が行われたと確認された時点から最大30営業日を有する。スクリーニングの目的は、政府がより詳細な審査のために取引に介入するかどうかを決定することにある。
- **詳細審査期間**：詳細な国家安全保障上の評価は、政府が介入通知を発した時点より始まる。政府はスクリーニング期間後（届出された取引の場合）、又は政府が届出を受けていない取引に介入することを決定したときに介入通知を発する。詳細な国家安全保障上の評価は、30営業日の一次審査期間と、その後45営業日の延長可能期間で構成される。その後、追加的延長をするには相互の合意を要する。政府は、事業者や投資家に対して、取引に関連する可能性のある情報を提供することを要求する権限を持つ。
- 詳細審査期間後、政府は、特定された国家安全保障上のリスクを防止するために、必要かつ適切と考える問題解消措置を講じることができる。問題解消措置には、株式保有許可水準の制限、営業情報や機密サイトへのアクセスの制限、（最後の手段として）取引の禁止又は撤回などが含まれる可能性がある。
- 介入及び審査手続の大半は不透明である。政府は必要かつ適切である場合に限り（例えば、当事者の一方が開示義務のある上場会社である場合）、介入決定や問題解消措置なしに許可された事案における決定を公表する方針である。問題解消措置が行われた事案における決定の情報のみが公表される。
- 政府による実質的な決定に対して不服申し立てをする機会はない（ただし、民事罰の決定に対する全面的な不服申し立ては認められる）。不合理性、違法性、手続上の不適切性などの観点からのみ、決定に対して司法的な再検討を求めることが可能である。政府は、政府こそが、この提案された制度における決定が対処しようとしている国家安全保障上のリスクを評価するのに最適な立場にあると考えており、裁判所がこれらの決定をあらためて行うことは適切ではないと考えている。
- 国家安全保障上の審査は、英国競争・市場庁による英国の企業結合規制手続と並行して実施される。ただし、政府は、国家安全保障上の評価の結果、英国競争・市場庁が提案する競争上の問題解消措置が政府の国家安全保障上の利益に反している場合には、当該競争上の問題解消措置を無効にする権限を有する。